

国の「電気・ガス料金支援」に伴う

電気料金「燃料費調整」の対応について（酷暑乗り切り緊急支援）

サーラエナジー株式会社（以下「当社」という）は、経済産業省の「電気・ガス料金支援（酷暑乗り切り緊急支援）」（以下「本事業」）による政府支援の値引きを実施するため、当社低圧電力は電気需給約款を改定、附則に以下内容を追記し反映することといたします。

2024年9月分（8月使用分）電気料金（8月検針日より9月検針日前日までの期間に使用される分）から2024年11月分（10月使用分）電気料金（10月検針日より11月検針日前日までの期間に使用される分）において、低圧のお客さまの当社電気需給約款に定める燃料費調整単価（1キロワット時につき）は、当社「電気需給約款」別表1（1）ロ「燃料費調整単価」により算定した金額から、附則を適用し引き下げたものを適用します。

なお、電気事業法に基づく契約変更時に必要な書面交付は省略いたします。（今回の政府支援措置を速やかに開始するため電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の一部が改正され、上記を不要とする特例措置がなされています）

本値引き適用に際してお客さまのお手続きは不要です。
支援額や対象期間、「電気需給約款」は本事業をもとに今後変更する場合がございます。

（附則 抜粋）

本需給約款の実施に伴う特別措置（1）、（2） 略

本需給約款の実施に伴う特別措置（3）

別表1（1）ロに定める燃料費調整単価について、燃料費調整単価適用期間が2024年6月の料金に係る計量期間等については算定した燃料費調整単価から1.8円を差し引いた単価を適用するものとする。

本需給約款の実施に伴う特別措置（4）

別表1（1）ロに定める燃料費調整単価について、燃料費調整単価適用期間が2024年9月から2024年10月の料金に係る計量期間等については算定した燃料費調整単価から4円を差し引いた単価を適用するものとする。

本需給約款の実施に伴う特別措置（5）

別表1（1）ロに定める燃料費調整単価について、燃料費調整単価適用期間が2024年11月の料金に係る計量期間等については算定した燃料費調整単価から2.5円を差し引いた単価を適用するものとする。

詳細は以下改定後「電気需給約款」をご参照下さい、宜しく願い申し上げます。

以上